

秋田県専攻科生徒奨学給付金(奨学のための給付金)のお知らせ【追加申請】

●支給要件

令和7年7月1日現在、次のすべてに該当する世帯

- ・保護者（親権者）等が秋田県内に住所を有していること。
- ・保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税または保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が一定未満である世帯（下記の表のとおり。）
- ・生徒が高等学校専攻科に在学していること（平成26年4月1日以降に入学した者で、大学への編入学基準を満たす課程及び国家資格養成課程に通う者に限る。）。

ただし、専攻科に在籍した期間が通算して24月を超える場合などは、対象となりません。

※保護者等が県外在住の場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

●生徒一人あたりの給付額（年額）

世帯区分	単価
保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	52,100 円
保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が105,500円未満の世帯	10,420 円
保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が264,500円未満で、扶養する子が3人以上いる世帯	

●生徒一人あたりの給付額（災害等につき1回に限る）

	全日制等・通信制
私立の高等学校等専攻科に通う高校生等 ※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・ 毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である 場合について	81,000 円

●申請方法

- ・県外の私立専攻科に在籍している場合は、直接秋田県教育庁総務課に郵送してください。

※申請書は県ホームページからダウンロードできます。申請書の郵送を希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

●申請期限

令和7年12月19日（金）（必着）

●給付方法

給付決定後、県で直接申請者（保護者等）の口座に振り込みます。（支給前に通知を送付します。）

※申請書類等に不備がある場合は、支給が遅れることがあります

●提出書類

①マイナンバー収集台紙

・マイナンバー収集台紙に身元確認書類及び番号確認書類を添付して提出してください。

※マイナンバー関係書類を用意できない場合は、保護者等全員の、扶養親族の記載が省略されていない「令和7年度課税証明書」を提出してください。

※身元確認書類とは

個人番号カード（マイナンバーカード）の表面、運転免許証、パスポート（旅券）、身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか一つの写し等

※番号確認書類とは

個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面、個人番号通知カード、住民票（個人番号付き）のうちいずれか一つの写し等

※上記以外でも添付が可能な書類がありますので、これによらない場合はご相談ください。

②「秋田県高校生等奨学給付金受給申請書」（様式1-2）

- ・記入にあたっては「記入上の注意」「記入例」をよく読んで記入してください。
- ・記入上の誤りは、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。

※マイナンバー関係書類を用意できない場合は、様式1-1を提出してください。

③在学証明書（学校所定の様式）

④振込口座届（様式10）と通帳のコピー

- ・口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限ります。

⑤個人対象要件証明書（様式2）

- ・在籍している学校から証明を受けてください。

⑥扶養親族申告書（様式12）

※前ページの「保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が264,500円未満で、扶養する子が3人以上いる世帯」として給付を受けようとする場合のみ

※15歳以上23歳未満…平成14年7月3日から平成22年7月2日までに生まれた方

⑦制服の再購入に係る誓約書（様式 13）と罹災証明書等

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合における給付額の加算を受けようとする場合のみ

- ・再度、制服の購入が必要であることについて、高等学校等による証明書（様式 13）等を添付してください。

●問い合わせ先・書類送付先

※郵送の場合は、追跡可能な簡易書留や特定記録郵便により郵送してください。

秋田県教育庁総務課 総務・私学チーム

〒010-8580 秋田市山王三丁目 1-1 Tel 018-860-5111

【秋田県ホームページ】

「秋田県高校生等奨学給付金制度について（私立高等学校）」

（コンテンツ番号：11051）